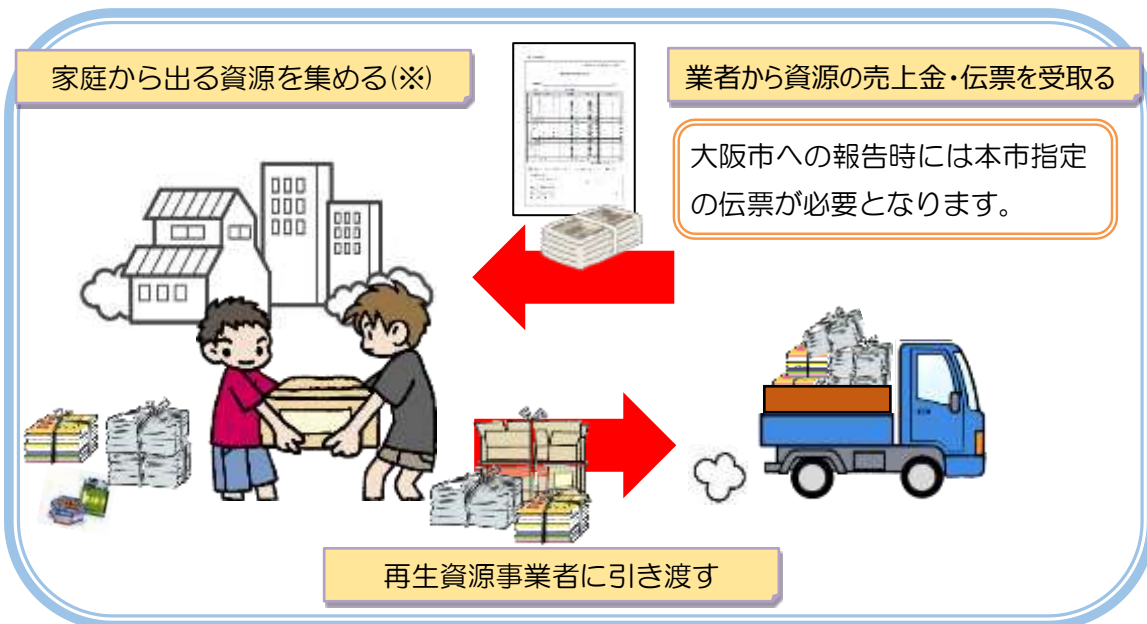


資源集団回収をあなたのまちでも！

ご家庭で不用となった新聞・雑誌・段ボール・チラシ・包装紙・紙の箱・紙容器などの古紙や古布などはどのようにされていますか？知らない人に持ち去られてはもったいない！これらは、たくさん集めて、まとめて再生資源回収業者に引渡すことにより、立派な資源として活かすことができ、売上金などを有効に活用できます。あなたのまちでも「資源集団回収」をはじめませんか。

資源集団回収活動と支援までの流れ



Point 地域活動協議会や連合振興町会などの単位で取り組む場合は、コミュニティ回収がおススメです



(※)「各戸回収方式」では、家の前などに出された資源を、再生資源事業者が直接収集に回ります。

資源集団回収とは

ご家庭から出る新聞・雑誌・段ボールなどの古紙や古布などの資源を、町会、自治会、子ども会、PTA、マンション管理組合などの住民団体が、自主的に収集し、再生資源回収業者に引き渡す活動です。住民団体は、再生資源業者より古紙・衣類などの売却益のほか、大阪市より収集量に応じた支援金をうけることができます。

資源集団回収活動のために再生資源を提供する世帯が10以上あれば始められます

◆報奨金の金額（上限70万円）

年間回収量	15トンまで	15トン超～30トンまで	30トン超
金額(1キロ)	1.5円	2円	3円

例：年間回収量が250トンの場合 $15\text{トン} \times 1.5\text{円} + 15\text{トン} \times 2\text{円} + 5\text{トン} \times 3\text{円} = 697,500\text{円}$

例：年間回収量が223トンの場合 $15\text{トン} \times 1.5\text{円} + 10\text{トン} \times 2\text{円} + 5\text{トン} \times 3\text{円} = 616,500\text{円}$

例：年間回収量が50トンの場合 $12\text{トン} \times 1.5\text{円} + 10\text{トン} \times 2\text{円} + 5\text{トン} \times 3\text{円} = 112,500\text{円}$

資源集団回収をはじめには…



◆ 役割分担を決めましょう

代表者、会計、広報担当などみんなで役割分担しましょう

◆ 回収品目を決めましょう

(例) 新聞(折込チラシ)・雑誌・段ボール・その他の紙・古布・アルミ缶など

(※ は奨励金の支援対象品目です)

◆ 収集日と場所を決めましょう

「毎月第〇日曜日」などと決めると分かりやすいです。〇〇の集会所前に集める、家の前に〇〇時に出すなどを相談し、決まったら団体のみなさんにお知らせします。

◆ 再生資源事業者を決めましょう

環境局ホームページでは資源集団回収団体が出した古紙を取り扱っている再生資源事業者一覧を掲載しています。(URL:
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000182430.html>)

① 話し合い

届出

環境事業センター

② 届出

◆ 集団回収に届出できる団体…

10以上の資源集団回収活動のために再生資源を提供する世帯で構成されている住民団体や地域活動協議会

◆ 受付窓口… お住まいの地域を担当する環境事業センター

◆ 届出に必要なもの…

○資源集団回収実施届出書(環境事業センターからお届けします。)

また、環境局ホームページからダウンロードできます。(URL:
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009027.html>)

○住民団体名義の預金口座(報奨金・奨励金を振り込みます)

③ 活動報告

報告

支援

・毎年4月～当年3月までの1年間の回収実績を4月30日までに環境事業センターに報告していただきます。その回収実績に基づいて支援を行います。(報告にあたり再生資源回収業者が発行する『資源集団回収取引伝票』の原本の添付が必要です)

◆ 支援内容

○奨励金

年間古紙回収量15トンまでの回収量に対して1.5円/kg、15トンを超え30トンまでの回収量に対して2円/kg、30トンを超えた回収量に対して3円/kg 乗じて得た金額を上限額70万円の範囲内で支給(※事業所から排出された古紙は支援の対象外です。)

奨励金の算出イメージは裏面右下のとおり

※大阪市より奨励金等の支援を受けることができるのは届出書を提出していただいた2ヶ月後からとなります。まずは届出書の提出をしてください。



コミュニティ回収・資源集団回収に関するお問い合わせは、お住いの行政区を担当する環境事業センターまで

北区・都島区	東北環境事業センター	☎ 6323-3511	西区・港区・大正区	西部環境事業センター	☎ 6552-0901
淀川区・東淀川区			東成区・生野区	東部環境事業センター	☎ 6751-5311
旭区・鶴見区・城東区	城北環境事業センター	☎ 6913-3960	住之江区・住吉区	西南環境事業センター	☎ 6685-1271
福島区・此花区・西淀川区	西北環境事業センター	☎ 6477-1621	阿倍野区・西成区	南部環境事業センター	☎ 6661-5450
天王寺区・東住吉区	中部環境事業センター	☎ 6714-6411	平野区	東南環境事業センター	☎ 6700-1750
中央区・浪速区	中部環境事業センター出張所	☎ 6567-0750		家庭ごみ減量課	☎ 6630-3259